



いつもあなたのそばに…

アンテナ道民児連

No.206

しあわせ応援ネットワーク



道民児連

公益財団法人 北海道民生委員児童委員連盟

札幌市中央区北2条西7丁目北海道社会福祉総合センター4階

tel.011-261-2181 fax.011-261-3081

ホームページ <http://www.dominjiren.or.jp>

Eメール info@dominjiren.or.jp

特集

全道の引継ぎの実態と一斉改選を考える

～一斉改選にかかる民生委員児童委員引継ぎ実態調査の結果から～

クローズアップ「この人」……………7

おすすめ書籍「ブックレビュー」…………8

災害に備える

「②民生委員である前に」……………8



■写真「ロールのある風景(富良野市老節布)」
富良野市 田澤 豊氏

全道の引継ぎの実態と一斉改選を考える

～一斉改選にかかる民生委員児童委員

引継ぎ実態調査の結果から

令和元年12月は、民生委員児童委員の一斉改選の時。

制度創設100周年を経て、

また令和に変わつてから初となる今回の改選は、
さまざまな意味で特別なものになるとれます。

この一斉改選を迎えるにあたり、

道民児連では全道の法定単位民児協を対象に、
引継ぎの実態を調査しました。

また、合わせて、前回の一斉改選の

退任者の傾向を分析しています。

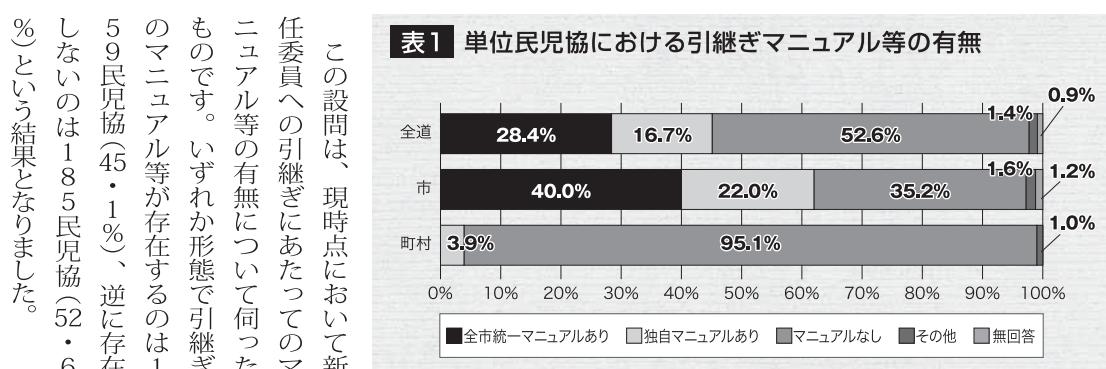
今回は、それらの結果についてご紹介します。

調査概要

- 調査対象
道内単位民児協 420か所
- 調査時期
令和元(2019)年5～6月
- 調査時点
平成31年(2019年)4月1日
- 回答数(回答率)
全道 352民児協(83.8%)
市 250民児協(91.2%)
町村 102民児協(68.9%)

引継ぎ実態調査の結果

全道の引継ぎの実態と一斉改選を考える



が全体の63・6%となつております。一方で35・8%の民児協が定例会等を活用した集合型の引継ぎを行つています。集合型の形態を採用している民児協は、市の単位民児協に多く見られる傾向にあります。これは町村と比較して委員総数が多いことに起因していると推察さ

この設問は、新任委員引継ぎの実施形態について複数回答で伺つたものです。引継ぎの実際としては、対象となる新任委員の人数により、個別型や集合型など、その形態を変えて行われる実態があるようです。全道では、個別引継ぎ

市と町村の内訳をみると、市の単位民児協の62・0%はマニュアル等が存在することに対し、町村の単位民児協では3・9%しかマニュアル等が存在しないことからその違いが顕著に表れています。一方で、市の単位民児協においては、市連合民児協が作成したマニュアル等による引継ぎが大多数となつており、新任委員への引継ぎにおける連合民児協の果たす役割の大きさがうかがえます。

2. 法定単位民児協における 「引きの実施形態」について

市と町村の引継ぎ形態を比較すると、民児協会長の立ち合いや引継ぎ結果の報告を求める点において大きな違いが示されており、特に引継ぎへの会長等の立ち合いは46・0ポイントの差異があります。また、「民児協としては引継ぎにに関して働きかけをしていない」という回答は全体の11・6%に上ります。このことから、約1割の民児協が新任委員に対する引継ぎの具体的な取り組みをしていないこと

表2 単位民営協における引継ぎの実施形態(複数回答)

内 容	全 道	内 許 市	内 許 町村
ア. 新任委員と前任委員が一堂に会し引継ぎを行う (集合型)	126 (35.8%)	103 (41.2%)	23 (22.5%)
イ. 新任委員と前任委員が個別に 引継ぎを行う(個別型)	224 (63.6%)	159 (63.6%)	65 (63.7%)
ウ. 引継ぎに際しては、原則、 民児協会長(または副会長)が立ち会う	122 (34.7%)	120 (48.0%)	2 (2.0%)
エ. 書類のみ引き継ぐ (会長経由の書類引き継ぎも含む)	51 (14.5%)	34 (13.6%)	17 (16.7%)
オ. 引継ぎの結果について報告を求めている	32 (9.1%)	30 (12.0%)	2 (2.0%)
カ. 民児協としては引継ぎに関して働きかけをしていない (引継ぎの実施は前任委員の判断に任せている)	41 (11.6%)	24 (9.6%)	17 (16.7%)
キ. その他	8 (2.3%)	3 (1.2%)	5 (4.9%)
合 計	604	473	131

表3 単位民混協における引継書類(複数回答)

内 容	全 道	内 訳	
		市	町村
ア. 民生委員・児童委員活動記録	208 (59.1%)	164 (65.6%)	44 (43.1%)
イ. 世帯票(福祉票)・児童票等	243 (69.0%)	203 (81.2%)	40 (39.2%)
ウ. 避難行動要支援者名簿や生活保護世帯名簿等の各種支援対象者名簿	249 (70.7%)	209 (83.6%)	40 (39.2%)
エ. 福祉マップや住民支え合いマップ等、各種対象者マップ	112 (31.8%)	96 (38.4%)	16 (15.7%)
オ. 生活福祉資金関係書類(借受世帯援助記録表、生活福祉資金ガイド他)	204 (58.0%)	191 (76.4%)	13 (12.7%)
カ. 民生委員児童委員活動のびき(道民児連発行)	235 (66.8%)	195 (78.0%)	40 (39.2%)
キ. 民生委員児童委員必携(全社協発行)	226 (64.2%)	191 (76.4%)	35 (34.3%)
ク. 証明事務の取り扱いマニュアル	159 (45.2%)	149 (59.6%)	10 (9.8%)
ケ. 民生委員児童委員名簿	183 (52.0%)	157 (62.8%)	26 (25.5%)
コ. 会則・規約・予算決算、事業計画等、民児協運営に関係する書類	192 (54.5%)	166 (66.4%)	26 (25.5%)
サ. 道民児連等、各関係団体の広報紙	91 (25.9%)	80 (32.0%)	11 (10.8%)
シ. 民児協としては特に定めていない	47 (13.4%)	9 (3.6%)	38 (37.3%)
ス. その他	60 (17.0%)	56 (22.4%)	4 (3.9%)
無回答	6 (1.7%)	2 (0.8%)	4 (3.9%)

表4 各種支援対象者別
マップの作成割合

マップ種別	実施割合
要介護高齢者等	3.2%
子ども	0.9%
障がい者	2.0%
住民まちづくりマップ	5.0%

※満足度調査：平成22年度町村民回観基本調査より

果となっています。このマニュアルは、道民児連が平成21年度に発行して以来冊子としての配布は行っておらず、道民児連ホームページからダウンロードする仕組みになっています。引継ぎ率が上ががらない背景は、この仕組みに原因があるかもしれません。これを反映して、函館市では市連合民児協が独自の証明事務取り扱いマニュアルを作成しています。また、民生委員活動の実際からみた場合、福祉行政報告例によると、平成28年度における北海道の証明事務取り扱い件数は15、445件、1人当たり年間1・5件の実績に留まっています。他の活動に比べ、圧倒的に取り扱い件数が少ないこともマニュアルのニーズが低い要因として考えられます。

う回答が13・4%となっています。この数値は、前述の「民児協としては引継ぎに関して働きかけをしていない」という回答(11・6%)と近似値を示しています。引継ぎに関する働きかけをしていない41民児協のうち、引き継ぎ書類を特に定めていない民児協は18民児協ありました。このことから、全道域では引き継ぎに関して一切の取り組みをしてない民児協が5・1%に上ることが明らかとなりました。

前回(平成28年の)
一斉改選の結果と
中途退任者数

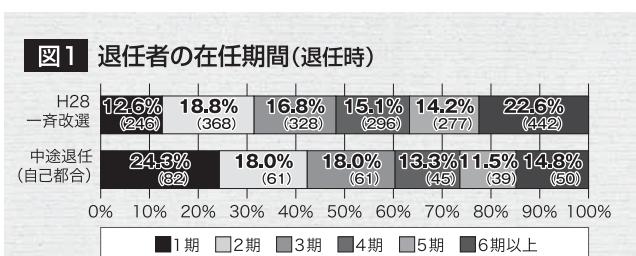


図2 退任者の年齢(退任時)

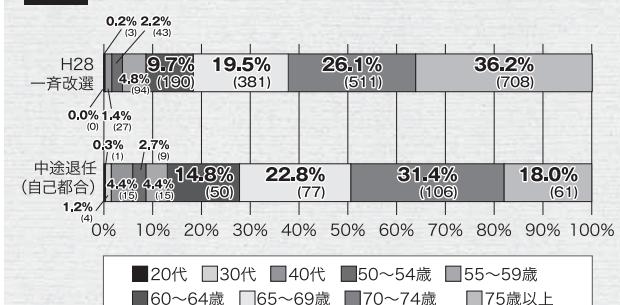
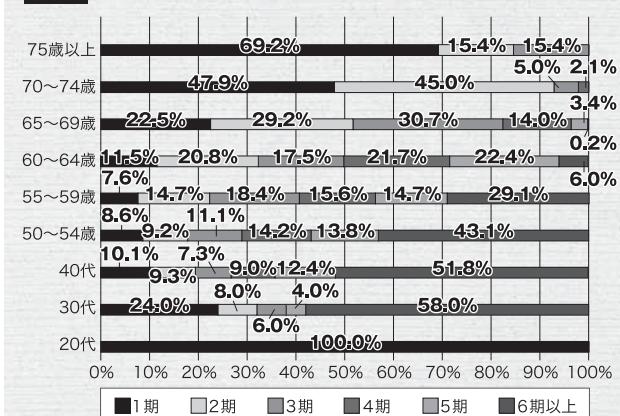


図3 退任者の初任年齢と在任期間



ルは、道民児連が平成21年度に発行して以来冊子としての配布は行っておらず、道民児連ホームページからダウンロードする仕組みになっています。引継ぎ率が上ががらない背景は、この仕組みに原因があるかもしれません。これを反映して、函館市では市連合民児協が独自の証明事務取り扱いマニュアルを作成しています。また、民生委員活動の実際からみた場合、福祉行政報告例によると、平成28年度における北海道の証明事務取り扱い件数は15,445件、1人当

う回答が13・4%となっています。この数値は、前述の「民児協としては引継ぎに関して働きかけをしていない」という回答(11・6%)と近似値を示しています。引継ぎに関して働きかけをしていない41民児協のうち、引き継ぎ書類を特に定めていない民児協は18民児協ありました。このことから、全道域では引き継ぎに関して一切の取り組みをしてない民児協が5・1%に上ることが明らかとなりました。

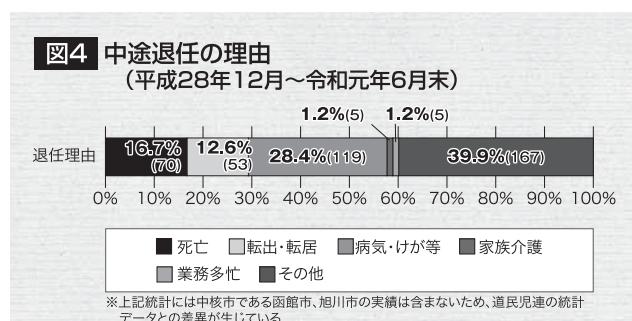
◆退任者の年齢

北海道の選任要領および審査方針では、民生委員の年齢制限に関して「できる限り75歳未満の者」主任児童委員は「原則55歳未満の者」と定められています。一方で退

◆退任者の初任年齢と在任期間の関係

続いて、委員就任時の年齢（以降「初任年齢」とし、在任期間の関係をみてみます。初任年齢が70歳を切ると、当然のことながら年齢生じる限の関係から、92・2%の委員が2期以下で退任をしています。「50歳～69歳」では51・7%、「60～64歳」では32・2%、「55～59歳」では

う状況です。一見すると、初任年齢が低くなるほど早期退任比率が低くなると見受けられますが、「50歳をピークに、40歳代、30歳代になると、再び早期退任比率が高くなります。また、40歳代、50歳代の初任年齢の層が、在任期間が長い傾向にあり、初任年齢が50歳を超えると、在任期間が短期化する傾向も見受けられます。ただ、この統計において、データサンプルの中で最も古い就任年は昭和46年（1971年）、最も新しいのは



**表5 単位民児協における
引継ぎマニュアル等の有無の比較**

内 容	全 道	一斉改選退任 (3年以下×75歳未満)
ア. 全市統一のマニュアル(要領)がある	100 (28.4%)	29 (26.4%)
イ. 単位民児協独自でマニュアル(要領)がある	42 (11.9%)	15 (13.6%)
ウ. 全市統一のマニュアルが示されているも、単位民児協でも独自でマニュアル(要領)がある	17 (4.8%)	2 (1.8%)
エ. マニュアル(要領)はない	185 (52.6%)	63 (57.3%)
オ. その他	5 (1.4%)	1 (0.9%)
無回答	3 (0.9%)	0 (0.0%)
合 計	352	110

**表6 単位民児協における
引継ぎの実施形態(複数回答)の比較**

内 容	全 道	一斉改選退任 (3年以下×75歳未満)
ア. 新任委員と前任委員が一堂に会し引継ぎを行う (集合型)	126 (35.8%)	44 (40.0%)
イ. 新任委員と前任委員が個別に引継ぎを行う(個別型)	224 (63.6%)	66 (60.0%)
ウ. 引継ぎに際しては、原則、民児協会長(または副会長)が立ち会う	122 (34.7%)	32 (29.1%)
エ. 書類のみ引き継ぐ(会長経由の書類引き継ぎも含む)	51 (14.5%)	11 (10.0%)
オ. 引継ぎの結果について報告を求めている	32 (9.1%)	7 (6.4%)
カ. 民児協としては引継ぎに関して働きかけをしていない(引継ぎの実施は前任委員の判断に任せている)	41 (11.6%)	18 (16.4%)
キ. その他	8 (2.3%)	4 (3.6%)
合 計	604	604

仮定した早期退任者の動向に着目しました。平成28年12月一斉改選において、75歳未満かつ在任期間3年以下(1期以下)で退任している委員がいる単位民児協を抽出し、引継ぎマニュアルの有無等や引継ぎの実施方法が退任傾向にどのような影響があるのかを、全体統計により整理します。

平成30年(2018年)、その差は47年であることから、各委員の就任時の社会背景が大きく異なることを指摘しなければなりません。統計上は初任年齢が50歳代の委員が在任期間長期化傾向を示していますが、現行においては、自営業や農業従事者の減少、定年延長にともなう就業年齢の高まりの中にあって、今後ますます初任年齢が高年齢化し、伴つて委員全体の在任期間が短期化することが強く懸念されます。
【図3参照】

◆ 中途退任者の退任理由

最後に、中途退任者の具体的な理由をみてみます。道民児連では当該データを把握していないため、「その他」を理由等としている中途退任する委員する委員の割合と近似値を示しています。つまり、道民児連の統計データとの差異が生じています。

中途退任の理由で最も多いのが「その他」で39・9%、次いで「病気・けが等」が28・4%、「死亡」が16・7%となっています。この統計から見えてくることは、死亡も含めて病気やけが、転出など、明確な事由により民生委員活動の継続が困難となり退任するケースが

北海道の統計(函館市、旭川市、札幌市を除く)からは、民生委員定数8,499名に対しても3年間で中途退任する方が委員全体の約5%を占め、さらに死亡や病気等、やむを得ない事由で中途退任する委員は全体の約3%を占めていることが分かります。令和元年6月末

欠員率は慢性的に継続することが想定されます。
【図4参照】

ここでは新任委員への引継ぎマニュアル等の有無や引継ぎ方法と、退任者の傾向について考えてみます。引継ぎは基本的に新任委員に対して行われるものであることを踏まえた上で、活動等へのモチベーションが保てなくなつたと仮定した早期退任者の動向に着目しました。平成28年12月一斉改選において、75歳未満かつ在任期間3年以下(1期以下)で退任している委員がいる単位民児協を抽出し、引継ぎマニュアルの有無等や引継ぎの実施形態について

引継ぎの実態と早期退任者の関係

◆ 引継ぎマニュアルや要領の有無

前述の条件により、該当する民児協を抽出し集計した結果、表5の結果となりました。一斉改選における在任期間3年以下かつ75歳未満の退任者がいる民児協で引継ぎマニュアル等を整備しているのは41・8%となり、全道の統計と比較すると3・3ポイント低い結果となりました。決して大きな差異とは言えませんが、新任委員就任時の引継ぎマニュアル等の有無は、3年後の一斉改選に若干の影響があることがうかがえます。
【表5参照】

◆ 引継ぎの実施形態について

前述の条件から該当する民児協を抽出し集計した結果、表6の結果となりました。一斉改選における在任期間3年以下かつ75歳未満の退任者がいる民児協と全道のデータを比較すると、早期中途退任者がいる民児協は引継ぎ時に会長等が立ち会う割合が5・6ポイント

《データサンプル抽出条件》

○平成28年12月一斉改選において、75歳未満かつ在任期間3年以下で退任した委員がいる単位民児協

表7 単位民児協における引継ぎ書類(複数回答)の比較

内 容	全 道	一斉改選退任 (3年以下×75歳未満)
ア. 民生委員・児童委員活動記録	208 (59.1%)	61 (55.5%)
イ. 世帯票(福祉票)・児童票等	243 (69.0%)	75 (68.2%)
ウ. 避難行動要支援者名簿や生活保護世帯名簿等の各種支援対象者名簿	249 (70.7%)	80 (72.7%)
エ. 福祉マップや住民支え合いマップ等、各種対象者マップ	112 (31.8%)	40 (36.4%)
オ. 生活福祉資金関係書類(借受世帯援助記録表、生活福祉資金ガイド他)	204 (58.0%)	58 (52.7%)
カ. 民生委員児童委員活動のてびき(道民児連発行)	235 (66.8%)	74 (67.3%)
キ. 民生委員児童委員必携(全社協発行)	226 (64.2%)	73 (66.4%)
ク. 証明事務の取り扱いマニュアル	159 (45.2%)	48 (43.6%)
ケ. 民生委員児童委員名簿	183 (52.0%)	59 (53.6%)
コ. 会則・規約・予算決算、事業計画等、民児協運営に関係する書類	192 (54.5%)	60 (54.5%)
サ. 道民児連等、各関係団体の広報紙	91 (25.9%)	30 (27.3%)
シ. 民児協としては特に定めていない	47 (13.4%)	16 (14.5%)
ス. その他	60 (17.0%)	14 (12.7%)
無回答	6 (1.7%)	0 (0.0%)

○市の単位民児協における引継ぎ書類の複数回答による割合を抽出し集計した結果、表7の結果となりました。一斉改選において在任期間3年以下かつ75歳未満の退任者がいる民児協と全道のデータを比較すると、双方に大きな差異が分かります。【表6参照】

前述の条件から該当する民児協を抽出し集計した結果、表7の結果となりました。一斉改選において在任期間3年以下かつ75歳未満の退任者がいる民児協と全道のデータを比較すると、双方に大きな差異が分かります。【表6参照】

民児協としての引継ぎに関する働きかけは、一斉改選時の早期退任者に影響を与える可能性があることが分かります。【表6参照】

ト低く、具体的な働きかけをしていない割合が4・8ポイント高いことが分かりました。前述の引継ぎマニュアルの有無と同様に決して大きな差異とは言えませんが、民児協としての引継ぎに関する働きかけは、一斉改選時の早期退任者に影響を与える可能性があることが分かります。【表6参照】

まとめ

本調査結果ならびに平成28年一斉改選時の退任傾向について、以下のとおりまとめます。

◆単位民児協における引継ぎについて

- 市単位民児協の62・0%が引継ぎマニュアル等を整備していることに対し、町村の単位民児協が何らかの形で引継ぎマニュアル等が存在する。

本調査結果ならびに平成28年一斉改選時の退任傾向について、以下のとおりまとめます。

○市単位民児協における引継ぎマニュアル等を整備していることに対し、町村の単位民児協が何らかの形で引継ぎマニュアル等が存在する。

○市単位民児協の62・0%が引継ぎマニュアル等を整備していることに対し、町村の単位民児協が何らかの形で引継ぎマニュアル等が存在する。

○市単位民児協における引継ぎマニュアル等を整備していることに対し、町村の単位民児協が何らかの形で引継ぎマニュアル等が存在する。

○市単位民児協における引継ぎマニュアル等を整備していることに対し、町村の単位民児協が何らかの形で引継ぎマニュアル等が存在する。

○市単位民児協における引継ぎマニュアル等を整備していることに対し、町村の単位民児協が何らかの形で引継ぎマニュアル等が存在する。

児協では、約半数が引継ぎに際して半数は2期以下で退任している。

- 中途退任者のうち、死亡も含め、単位民児協では大多数が立ち会いを行っていない。

○全体の11・6%の民児協が引継ぎに関して働きかけをしていない。

- 新任委員へ引継ぎされる書類で最も多いのは各種対象者名簿であった。

○引継ぎ書類を具体的に定めていない民児協は全体の13・4%に上った。

- 引継ぎに関して一切の取り組みを行っていない民児協は全体の5・1%であった。

○平成28年12月の一斉改選により退任した委員は1、957名。前回改選時から令和元年6月末時点まで中途退任した委員(死亡も含む)は500名。

○一斉改選により退任した委員のうち、在任期間2期以下の割合は31・4%。中途退任では42・3%。

在任期間の短期化が“なり手不足”的要因になっていると考えられる。

○一斉改選では6割以上が75歳未満で退任している。

○年齢が低いほど、在任期間1期以下で退任する委員の割合が高い。

○40代、50代に就任した委員は在任期間が長期化の傾向にある。65

歳を超えて就任した委員のうち、会長等が立ち会うのに対し、町村の単位民児協では大多数が立ち会いを行っていない。

- 中途退任者のうち、死亡も含め、単位民児協ではマニュアル等の整備率もやや低いことは確認できました。

○やむを得ない理由により中途退任する委員は、全体の約3・0%。現行の欠員率とほぼ同数値であり、このことが欠員慢性化の原因になつている可能性が高い。

○引継ぎマニュアルの有無等が委員の早期退任に与える影響

○75歳未満かつ1期以下の退任者がいる単位民児協は、引継ぎマニュアル等の整備率がやや低い。

○引継ぎの実施形態に関して、75歳未満かつ1期以下の退任者がいる単位民児協では、会長ほかの役員が引継ぎに立ち会う割合が比較的低い。

○75歳未満かつ1期以下の退任者がいる単位民児協では、16・4%が民児協として引継ぎの働きかけをしていない実態がある。

○引き継がれる書類の内容については、委員の早期退任に与える影響がない。

○市の単位民児協における引継ぎマニュアル等を整備していることに対し、町村の単位民児協が何らかの形で引継ぎマニュアル等が存在する。

等の有無に関して、早期退任者のいる単位民児協と、そうではない民児協の差異はわずかなものであり、明確に影響を与えているとは言い難い結果となっています。しかししながら、早期退任者がいる単位民児協はマニュアル等の整備率がやや低いことは確認できました。統計的には、一斉改選時では75歳未満の退任が約1、200名、中途退任では「その他」の事由による退任が約160名いることが示されています。これらの退任者は委員の就任継続が可能であったと推察されるという意味では、欠員率の上昇に大きな影響を与えているものと考えられます。

また、3年間で約3%の委員が中途退任せざるを得ない現状を鑑みると、一斉改選時のみ新任候補者を発掘するのではなく、日常的な民児協の取り組みとして地域にアンテナを伸ばし、適任者(候補者)の確保に努める取り組みが必要なのかもしれません。日常的に委員の交代があるという前提で考えると、一斉改選時のみならず新任委員に対する引継ぎを体 system化しておくことが重要であると言えます。

クローズアップ

この人

古平町民生児童委員協議会会長

田畠 正さん



古平町は、後志総合振興局管内の中心付近、積丹半島の北東側に位置するまち。アイヌ語のフレピラ（赤い・崖）またはフルピラ（丘・崖）などに由来する町名どおり、日本海沿いに多くの奇岩を有する風光明媚な土地です。江戸初期からニシン漁で栄えたため、有形無形の文化財を有する歴史のまちでもあります。

このまちの民児協をリードする田畠さんを訪ねました。

「子どものころは、鉱山技術者だった父の赴任先を転々としました。生まれたのも北見市郊外のヤマのまちなのです」。そう語る田畠さんは、縁あって結ばれた奥様の家業を受け継ぎ、四代目のだ主。「山から浜と、まるで違つ環境の土地に来たのですが、今ではすっかり故郷のようになりました」と田畠さん。

「店を継いだ頃と比べれば、古平もやはり人も減り、活気が薄れています。でも、ここ的孩子たちにはみんなきちんと挨拶できる礼儀正しさが備わっています。それがとても誇らしい」。元来が主任児童委員であつた視点から見て、学校と地域住民の関係性が年々良好になつてきたと、田畠さんは目を細めます。

絶望の淵をのぞいて

地域の子どもを温かく見守る田畠さんですが、実は自身のお嬢さんを

老舗の暖簾を守つて

痛ましい事故で失つといふ悲劇を経験されています。

平成8年2月10日、町内の国道2号線にある豊浜トンネルで、坑口付近の大岩盤が崩落。乗員乗客19名を乗せてトンネル内を行中だった余別発小樽行き北海道中央バスと、後続の乗用車2台を直撃しました。乗用車を運転していた女性1名は奇跡的に脱出したが、それ以外の20名は全員死亡。日本中を震撼させた惨事は、今でも多くの人の記憶に焼き付いています。

当時高校生だった田畠さんのお嬢さんは、不幸にもこのバスに乗っていたのです。「バレンタインデーのチョコを貰いに余市まで行くのだと、祖母からもらった小遣いを握つて嬉しそうに出かけていました。その後姿が最期になるとは」。事故の一報を受けて現場に駆け付けた田畠さんが見たのは、この世の終わりのような絶望の淵でした。

決して薄らぐことのない悲痛な記憶を背負った田畠さんたち遺族に、さらなる苦悩が追い打ちをかけます。国を相手取つた訴訟が難行し、最高裁判でもつれこんだのです。

「国はトンネルの構造に由来する欠陥はもちろん、管理責任さえも最後まで認めませんでした。科学的視点から検証し、遺族を援護してくれ

祈りの先に

そのじろりから、遺族の中に微妙な和解の道を選んだ田畠さんたちはしかし、胸にぽつかり空いた穴が今も塞がらないままだと思います。

遺族団の代表として、現地での慰靈を続ける田畠さん。祈りに向かう先には犠牲者を悼むと同時に、悲愴な記憶を決して風化させまいとの、静かだが強い意志が滲みます。

「トンネルを通る時、地元の人は口に出さなくて弔いの気持ちを欠かしていなれば。そして、生きることの意味を噛みしめるのです。現世に生きる生命の、いかに尊いことか」。

田畠さんの言葉に、筆者は深い哀しみを知るがゆえの重みと慈愛を感じざるにはじかれないのでした。

山崎 聰一郎 著
弘文堂

1,296円(税込)

■ 内容

子どもが引き起こす事件、子どもに対して大人が引き起こす事件。日々のニュースの中で、子どもをめぐる事件が後を絶ちません。少年犯罪の凶悪化や低年齢化が指摘されたのはすでに随分前のこと。今ではそれに、進んだテクノロジーの闇に代表される、大人には理解しにくくて、しかも根深い要因も絡みだしました。

たとえば、いじめ。かつては学級内に象徴されるローカルな嫌がらせが中心だったのに、今ではSNSを使ってネット社会全体に対する「晒す」という暴力さえ珍しくありません。

デジタル・タトゥー。ネット上に刻まれ、一生に渡っていじめられた記憶と記録を背負わなければならぬ子どもたちに、どんな言葉をかけばよいのでしょうか。

筆者も成人を控えた世代の学生に対して講義を行う身分ですが、

彼らに接してしばしば感じることは、その屈託のなさと罪意識の希薄さです。もちろん、彼らを責めることで問題が解消できるはずはありません。

知と想像力の決定的な不足は、時代と教育を担つてきた私たちにこそ、大きな責任があるはずです。本書は、子どもが真っすぐに育つために障壁となる社会の闇に対し、子ども自身が向き合う手助けになる法律の参考書。倫理的なことはもちろん、どんなことが悪くても裁かれるものか、あるいは法によって身を守ることができるのか。社会のルールについて、小

この講座では、災害被災者が置かれる現状をご紹介しながら、災害発生時にも民生委員児童委員としての役割を果たすことの重要性と、その役割を果たすために日常的に実施される丁寧な民生委員児童委員活動の重要性を重点的にお伝えしました。

災害対策基本法第7条には、住民等の責務について「地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念に則り、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない」と規定されています。この条文にある「公共的団体」には法に基づく「民生委員協議会」も含まれており、民生委員による組織的な備えと災害発生時の取り組みを講じることの根拠となっています。

一方で皆さんは、民生委員児童委員でもあります。

備える

② 民生委員である前に

本年8月末から9

月にかけて道内5会場（札幌・旭川・函館・

北見・釧路）で開催された「第20回民生委員児童委員活動推進講座」には、1,359名の

民生委員並びに事務局の皆さんに参加されました。これは札幌市を除く民生委員の約

13%。実際に7・3名に1人が参加されたこ

とになります。

先に記した災害対策基本法第7条第3項には、「地方公共団体の住民は、基本理念に則り、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自

災に寄与するように努めなければならない」と規定されています。災害時における民生委員や児童委員としての視点は、「暮らし」に着目したものです。多くの人々の暮らしに接し、あるいは自らも生活者の一員としてさまざまな経験を重ねることで、そうした視点を有することができるものではないでしょうか。

家庭での防災に取り組むことは、地域で暮らす住民としての重要な責務です。家庭における取り組みが、やがて地域を守る取り組みに変わり、さらには民生委員児童委員としての取り組みに発展していくはずです。

2016年の一連の台風被害や、胆振東部地震を経験した北海道に暮らす住民として、過去の教訓の伝承と、それらを起点とした日常的な取り組みを考えみてはいかがでしょうか。

一方で皆さんは、民生委員児童委員でもあります。

少しだけ減るかもしません。大

人も子どもと一緒に読むべき一冊。

篠原辰二一般社団法人ウエルビーデザイン代表